# 平成27年度 函館市地域包括支援センター体制について

### 1 体制(平成27年4月1日現在)

			地域包括支援センター																	
圏域		高齢者人口 (H27.3.31) 現在	職員配置基準(全て常勤)				1 =1	職員配置基準外(常勤または非常勤)								合計				
			保健師	社会福祉士	主任 ケアマネジャー	3職種	事務員	小計	保健師		社会社	主任 ケアマネジャー		ケアマネジャー		事務員				
			専任	専任	専任	合計	専任	専任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任
西部地区を	らさひ	8,275	1	2	1	4	1	5	1		1		1		1				9	0
中央部地区	<b>こ</b> ん	17,292	3	3	3	9	1	10	1			1	3		5		1		20	1
東央部地区  厚	厚生院	19,704	3	4	3	10	1	11							6				17	0
北東部地区 西	垣 堀	27,643	4	5	5	14	1	15	1					1	2				18	1
北部地区 よ	ろこび	6,870	1	1	1	3	1	4	1						2				7	0
東部地区 社	上 協	5,087	1	1	1	3	1	4							1				5	0
合計		84,871	13	16	14	43	6	49	4	0	1	1	4	1	17	0	1	0	76	2

ブランチ										
暗	践員配	置基	準	職員配置基準外						
社会福(社会福	祉主事 冨祉士)	准看	護師	社会福(社会福	祉主事 冨祉士)	准看護師				
専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任			
1										
1										
1				1						
			1							
3	0	0	1	1	0	0	0			

(単位:人)

### 2 職員配置基準の推移(平成24~27年度)

	고	区成24年度	:	3	平成25年周	Ĭř.	平成26年度			平成27年度			
圏域	3職種	事務員	ブランチ	3職種	事務員	ブランチ	3職種	事務員	ブランチ	3職種	事務員	ブランチ	
	全て専任		専任または 兼務	全て専任		専任または 兼務	全て専任		専任または 兼務	全て専任		専任または 兼務	
西部地区 あさひ	4	1		4	1		4	1		4	1		
中央部地区 こ ん	8	1	1(専任)	8	1	1(専任)	9	1	1(専任)	9	1	1(専任)	
東央部地区 厚生院	9	1	1(専任)	9	1	1(専任)	10	1	1(専任)	10	1	1(専任)	
北東部地区 西 堀	12	1	1(専任)	13	1	1(専任)	13	1	1(専任)	14	1	1(専任)	
北部地区 よろこび	3	1		3	1		3	1		3	1		
東部地区 社 協	3	1	1(兼務)	3	1	1(兼務)	3	1	1(兼務)	3	1	1(兼務)	
合計	39	6	4	40	6	4	42	6	4	43	6	4	

地区, 北東部地

#### 平成27年度職員配置基準の考え方

- ※ 基準: 高齢者人口3,000~6,000人に対し3職種各1 名を配置するとした条例から, 高齢者人口2,000人に 対し3職種1名を配置する。
- ※ 3職種の配置基準は、基準に基づく職員数の小数第一位を四捨五入した整数の値とする。
- ※ 3職種の職種別(保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員)の配置については、職員配置基準を3で除した数の整数の値とする。余りが1の場合は、各法人の判断により1名配置することとする。余りが2の場合は、職種が重複しないかたちで、2名を配置する。
- ※ブランチは、高齢者人口の多い中央部地区、東央部地区、北東部地区の勤務形態を、専任とする。

# 3 予防プラン(指定介護予防支援業務)担当件数上限について

#### 〇上限設定の目的

人員配置を強化し、さらに職員配置基準3職種における予防プラン担当件数の上限を設けることにより、本来業務である地域支援事業の充実、予防プランのケアマネジメントの適正化、さらには質の向上につなげる。

### 〇平成27年度方針

- ・職員配置基準3職種のうち社会福祉士1名を地域支援事業専任(予防プランを担当しない)とする。
- ・職員配置数が多く管理業務が増大している中央部地区,東央部地区,北東部地区の管理責任者の予防プラン担当件数は、月25件を上限とする。
- ・職員配置基準3職種(地域支援事業専任は除く)の予防プラン担当件数(包括直営のみ)は、 一人<u>月50件</u>を上限とする。
- ・職員配置基準3職種一人当たりの予防プラン担当件数(包括直営のみ)の平均は, <u>月33.3件</u>を上限とする。

## 4 予防プラン(指定介護予防支援業務)担当件数状況

(平成27年5月分給付実績:包括直営,新規・継続合計)

四 4-4	職員	員配置基準3期	<b></b>	職員	[配置基準外]	基準外職員		
圏域	担当件数	職員数(人)	一人当たり 担当件数	担当件数	職員数(人) (常勤換算)	一人当たり 担当件数		
西部地区 あさひ	115	4	28.8	217	5.0	43.4		
中央部地区 こ ん	152	9	16.9	407	8.8	46.3		
東央部地区 厚生院	212	10	21.2	353	6.0	58.8		
北東部地区 西 堀	279	14	19.9	81	2.2	36.8		
北部地区 よろこび	15	3	5.0	129	3.0	43.0		
東部地区 社 協	46	3	15.3	56	1.0	56.0		
合計	819	43	19.0	1,243	26.0	47.8		

(単位:件)

#### 〇平成27年度職員配置基準3職種の予防プラン担当件数合計の上限

圏域	平成2	7年度	平成26年度				
固坝	職員数	担当件数合計の上限	職員数	担当件数合計の上限			
西部地区 あさひ	4	133	4	133			
中央部地区 こ ん	9	299	9	299			
東央部地区 厚生院	10	333	10	333			
北東部地区 西 堀	14	466	13	432			
北部地区 よろこび	3	99	3	99			
東部地区 社 協	3	99	3	99			
合計	43		42				

(単位:件)